

法の不知は許さず — 誰でも犯罪者となり得るネット社会  
(続き)

明治大学法学部教授・弁護士 夏井高人

### ネットオークションの功罪

ネットオークションはネット上で不要になった物品などの売り買いをすることができ、非常に便利な仕組みだというだけではなく、資源のリサイクル利用という時代の要請にも合っている。いわば、フリーマーケットのネット版といった感じの部分が多い。中古物品だけではなく新品の売買やホテル予約などのサービス提供のためにオークションの方法が用いられることもある。そして、ネットの一般ユーザが簡単に出品者や落札者として参加することもできる。このため、ひとことと比較すると過熱状態は沈静化したとはいえ、ネットオークションがすでに社会の中の普通の仕組みの一つになっていると言えるだろうし、それ自体としては非常に有用なものだろうと思う。

私は、中古物品のやりとりのためにネットオークションを利用することはないが、それからんだ色んなできごとと遭遇することがあった。

もう数年前のことになる。ある会合に出席するために出かけたところ少し早目に会場に着いてしまった。そこで近くの喫茶店でコーヒーを飲んでいたら、そばのテーブルで大学生らしい男子数名がネットオークションについて雑談しているのが耳に入った。どうやら彼らはネットオークションでの競り上のようなことをしているらしい。彼らの中の一人が出品者となり、仲間がダミーの落札希望者として入札する。ダミーの落札希望者は入札価格をどんどん吊り上げながら、それを知らない誰かが最高価格で入札するまで競り合う。そして、生贄となる落札者が最高価格で入札すると、ダミーの落札希望者が全員降りる。その結果、正常な競争入札ならばとうてい考えられないような高価で落札されることになる。それによって得た不当な利益は、出品者とダミーの落札希望者とで分け前として分配する。とまあ、こんな感じのようだ。明確に詐欺であるとは言い切れない事例が多いかもしれないけれど、どのネットオークションでも禁止していることであるし、事案によっては詐欺行為として刑法によって処罰される行為だ。使い物にならないような物品を新品に近いものと偽ってネットオークション出品し、高価で落札させるという古典的な手法は現在でも存在するが、そのような不良出品者を排除するためにオークションサイトの多くでは出品者の良否をランク付けする仕組みが採用されている。しかし、ここでもダミーによる評価という悪質な手法が用いられることがあるようだ。彼らはそれをゲーム感覚で楽しんでいるのだから救いようがない。彼らのような若者は、このような違法行為を重ねながら結局は振り込め詐欺の犯人のような犯罪者としてしっかり育っていくのだろうと思う。嘆かわしい限りだ。

## ネットオークションでも違法行為は違法行為

ネットオークションは競り売りをネット上で実現するための方法に過ぎない。だから、普通の店舗、フリーマーケット、蚤の市などと同様に普通の法が適用されるし、違法行為は違法行為なのでその行為が処罰されることもある。麻薬や毒物などのような禁制品をネットオークションで売り買いすれば違法行為として処罰されることになるということは誰にでも容易に理解できることだろう。しかし、何を売り買いすれば違法な物品の売り買いとなるかについて十分な理解が得られていないものもある。

2006年10月、ワシントン条約により絶滅危惧種として指定されているパフィオペディウムという種類の野生ランをその自生地である中国で採取（山獲り）し、日本国内に持ち込んだ上でネットオークションを利用して高価に売りさばいていたとして中国人留学生数名が逮捕された。日本国では、希少動植物の保護のためのワシントン条約を履行するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（通称：種の保存法）が制定されている。この法律では、環境大臣から許可を得た者などの例外を除き、絶滅危惧種として指定された動植物の採取、輸出入、譲渡などの行為を禁止しており、この法律に違反して禁止行為を実行すれば罰則が適用される。譲渡の手段は限定されていないからネットオークション上で売買が成立した場合でも種の保存法違反行為となるわけだ。

ネットオークションだけではなく、ネット上の電子掲示板をながめていると、「山獲り」と明記して希少な野生植物の売買がなされている例を目にすることがしばしばある。その売り手としては希少な野生植物であることと「山獲り」であることを誇示することによって売買価格を吊り上げようという思惑があるのだろう。しかし、このような行為は、種の保存法違反行為をしていることを自ら公衆に暴露するようなものだと思う。

ところが、希少な野生ランのような絶滅危惧種については原則として採取や売買が禁止されていることを知らない人が意外と多いようだ。現実には、休日に野山を散策していると、誰かが希少植物を採取した痕跡をいくつも見つけることができる。もちろん「業者」の仕業である場合もあるだろうけど、実際には普通の人の方が安易に採取していることが少なくないと思われる。近頃の山野草ブームによるものかどうか、素人が法を知らないで安易に希少植物を採取したり、採取した希少植物を知人に譲渡したりすることがある。だから、結構身近にも種の保存法違反行為をしている者があるかもしれない。しかし、ここでも法の不知は許されない。違法行為として処罰される可能性がある。

## ネットオークションの主催者は古物業者

昔からフリーマーケットや蚤の市は盗品の流通経路として利用されてきた。骨董品業者のような古物営業も同じだ。盗品を販売する者が盗品と知りながら売っている場合にはその行為自体が違法行為となり、刑法（256条）によって盗品の譲り受けやあっせん行為とし

て処罰されることがある。買主が盗品であることを知らないで盗品を購入してしまった場合にはそれが盗品であっても所有権を取得するのが原則だが（民法 192 条）、盗品であることを知っていた場合には盗難の時から 2 年間は被害者から回復請求をすることが認められている（民法 193 条）。つまり、その盗品について完全に所有権を取得することはなく、被害者によって取り戻されることになる。このことはネットオークションでも変わらない。

ところで、ネットオークションは、ネット上の競り売りであり、盗品であることもあり得る中古物品のみならず、新品やサービスなどもその競り売りの対象となる。だから、ネットオークションの主催者の多くは、自分が骨董品売買のような古物商と同じだと言われれば心外だと思ってしまうのも当然のことと思われる。しかし、ネットオークション上でも盗品の競り売りが横行している現状にかんがみ、古物営業法が一部改正され、「電子情報処理組織を使用する競りの方法」による場合でも古物営業法が適用されることになった。つまり、ネットオークションの主催者は、骨董品営業と同じく古物営業の事業者として扱われるわけだ。古物営業法では、「古物」とは「一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）」と定義されている。

このため、古物を扱う可能性のあるネットオークション主催者には、古物営業の事業者として公安委員会の許可を得る義務が発生するほか、電子的な方法により競り売りをする場合に用いる自動公衆送信の発信元を確認する符号などを公安委員会に届け出る義務、買受人の身元を確認する義務などが適用されることになる。そして、古物営業法に定める義務違反行為に対しては罰則が適用されることがある。

ネットオークションはそれ自体として非常に便利で面白い手法であるし、可能な限り安く商品やサービスを手に入れようとするユーザの希望にも合致している。だから、今後も様々な分野でネットオークションの手法が導入される可能性がある。とりわけ、放送のデジタル化とインターネットとの結合やワンセグの実現などにより、新たなビジネスの可能性が模索されている現在、オークションの手法を組み合わせたビジネスを検討している事業者も決して少なくないだろうと想像する。しかし、そのビジネスの仕組みが中古品（古物）の競り売という要素を含む場合には、意外にも昔からある骨董品店と同じ扱いになってしまう可能性があり、そこでも法の不知が許されないことを覚えておく必要があるのだ。

### ネットオークションでの売買にも課税される

ネットオークションを利用して出品者が売買収入を得れば、それは出品者の所得となるので、所得税法などの税法の適用がある。ところが、給与所得者の多くは確定申告をしたことがないため、給与所得以外の収入はすべて自分のための「お小遣い」くらいの意識しかもっていない。そして、「お小遣い」については税金がかからないと勝手に思い込んでいる人も少なくない。

しかしながら、給与所得者とそうでない者とで取り扱いが若干異なるものの、ネットオークションでの売買によって一定金額以上の利益があった場合、雑所得または譲渡所得として課税対象となることがある。

テレビを観ていると、ときおり、「ネットオークションでこんなに儲けました！」と威張っている主婦や学生などが登場することがあるけれど、威張るくらい儲けている場合には当然課税される水準に達しているだろうと推測できる。

要するに、一定以上の利益を得れば課税されるのが当然のことであり、このことは一般人であってもお金持ちであっても変わらない。違っているのは、利益が大きければ大きいほど総額課税の時点で滅茶苦茶に高い税率で課税されてしまうという点だけだ。

いずれにしても、ネットオークションによって一定金額以上の利益をあげておりながら所得申告をしなければ脱税になることを忘れてはならない。このようなタイプの一般人による脱税の事例はかなり多数存在しているのではないだろうか。

#### [コラム]

「お小遣い」という名目であっても一定金額以上になれば贈与として課税されることがある。「お小遣い」とは少し違うかもしれないが、いわゆる愛人に対する「お手当」も法的には贈与の一種となる。2005年に発覚した名古屋の敷島製パンでの業務上横領事件では、健康保険事務長であった者が何億もの金銭を使い込み、それを多数の愛人に貢いでいたという。その愛人達としては秘密のうちにもらっている金銭だから所得の申告をする必要もないと勝手に考えていたのだろうが、それでも贈与は贈与なので課税対象の一部となる。ちなみに、本当は愛人に対する「お手当」なのに、従業員に対する給与であると偽って経費控除し名目上の利益額を圧縮する例はいくらでもある。これはこれで別の意味での所得税法違反行為となる。

#### 今回の教訓

ネットオークションに参加する一般ユーザの多くは、自分が素人であることから罰則を伴うような法の適用とは無関係と考えることが多いかもしれない。また、ネットオークションで得た利益を自分の所得として理解していないユーザも非常に多いだろう。しかし、ネットオークションは、競り売りの方法による売買の一手段であるのに過ぎない。だから、罰則であれ税法であれ、通常の売買に関連する法令がほぼ全面的に適用されることになる。要するに、ネット上に治外法権など存在せず、法の不知は許されないのだ。

「ネットの自由」というスローガンはそれ自体として尊重すべきだろう。特に表現の自由に関しては法の適用を慎重に考えたほうが良い場合が少なくない。しかし、ネットを手段として用いる行為は、結局のところは現実の行為の一部なわけだから、現実の行為として現実世界の法の適用があるという当たり前のことを理解すべきだと思う。ネットだから何でも

やれるし法の適用を免れることができると思うのは、かなり幼児的で世間知らずだと言わざるを得ない。

夏目漱石の『道草』ではないけど、とにかく世間は住みにくいものだと思う。でも、それが現実というもので、ぼろ儲けはできないようになっていると諦めるべきだ。堅実さこそが生き残りのための唯一の方途と言うしかない。